

◆第10話◆ 資料と文書管理

讀賣新聞（令和2（2020）年6月5日）に「散逸・廃棄進む学校資料 地域史伝える日誌や写真 保存意識低く」という記事がある。

「明治初期以降に設立された小学校で保管されてきた資料が学校統廃合などで散逸・廃棄されるケースが後を絶たない。」という書き出しである。大平聡宮城学院女子大学日本史教授が宮城県内の小学校で個人情報を含むという理由で多くの学校日誌などが廃棄されてしまった。学校日誌の保存期間が5年となっていることを根拠に廃棄したということである。さらに、ある学校の校長に「市内唯一の貴重な資料」であると伝えたが、人事異動により次の校長に伝わることなく資料は廃棄されてしまったというのである。それもシュレッダーにかけたとも。

ここに「個人情報」が資料保存の足かせになっている旨記されている。人名が表記されているだけで個人情報があるから取扱注意と言う人がいることを承知している。我が国では、情報公開を優先し、個人情報を蔑ろにしてその後悔にさいなまれているところがある。堀部政男一橋大学名誉教授は、『世界のプライバシー法：情報化の進展とプライバシーをめぐる諸外国の動向 改訂版』（昭和57年2月、行政管理研究センター編）解説の中で情報公開の前に非公開情報を固めることが大切と述べられていたことを思い出す。「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）制定以前のことである。

個人の名前があるというだけで、個人情報＝非公開対象というのは、短絡乱暴であろう。その個人が存命しているならば、内容次第で非公開も考えられるが、物故していたらよほど不名誉な内容でない限り、公開対象とすべきと考える。そうでなければ、歴史学など成り立たなくなるではないか。以前、地方公共団体史で経験したことがある。それも1度ならず2度である。それは、両方とも江戸時代に遡るのであるが、火事延焼の文書に出火元の名前があり、時代が時代でありムラ八分という制裁を受けたという内容であった。ムラ八分は、何があろうと絶対に行ってはいけない制裁であることは言うまでもない。さすがに名前を伏せるか、部分掲載にするか不収録の扱いにするか悩んだものである。何回も編纂室と協議したことを思い出す。どちらの場合も、たまたま編纂担当が当該文書の関係者であったというオチまでついて、名前が虫食いか何かで判読不明としたことを記憶している。個人情報としての氏名を掲載不可とするならば、神武天皇も聖徳太子も織田信長も、もっと近くで言えば歴代総理大臣やノーベル賞受賞者も教科書に記載できなくなるではないか。

自校史で言えば、創立者や歴代学長の名前もプロフィールも、名物教授についても、ましてや卒業生について記すことができないことになる。教育者といわれる人の間に勘違い？ が蔓延している。

個人情報の取り扱いは、慎重であるべきこと当たり前であるが、過度に慎重さを前面に出すと自校史はじめ年史・史誌は成り立たなくなるのである。ひいては、歴史学が成り立たず、学の世界はめちゃくちゃになるだろう。

さて、自校史編纂は、まず資料探しが最初の仕事である。編纂担当者は、学

内各部署や文書庫にある保存文書、現用文書を限なく閲覧、複写するなど収集に邁進する。廃棄対象の文書類は、所管部署から編纂担当部署へ移管の手続きを執る。学内からは、総務、広報担当に写真の提供又はその複写の提供を受ける。併せて、編纂担当者は、卒業生や学外関係者に向けて資料提供を呼びかけなければならない。この作業は、編纂計画がまとまっていようがいまいが関係なく、編纂担当者が最初に実行する必要がある。ここで、編纂担当者が直面する問題がある。それは、評議員会、理事会及び教授会の議事録をはじめとする重要決裁文書の閲覧及び複写作業である。各大学ともにいえることであろうが、この資料は、閲覧制限がかかっていることが多い。歴代経営者がどのように学校経営に関わる事業を企図し、実行してきたかを知る上で是非必要とされる第1級の資料である。ここが理解できないと、自校史のもつ第1の性格が後ろに下がってしまう。つまり、自校史は、履歴書としての性格が第一であると主張している筆者の立場からすると最も重要な点である。自校史は、学外に向けて、情報発信する最強ツールという考えも引っ込んでしまう。大学には、受験生激減の時代に自己アピールできる何か求められているのではないだろうか。こう考えるのは、筆者だけであろうか。的確な情報公開は、自己保身に役立つという一例である。

これは、ひとたび公開された資料が独り歩きすることをいう。「資料」は、事実関係のみを表現する。

こういう「資料」は、史資料集に編むことについては、公開と併せて第9話に示した。

自校史編纂担当者は、収集した資料を紛失や散逸を防ぐとともに状態を保持しつつ「保管管理」することが重要な業務となる。国公立大学では、文書館などが設置されて公文書管理法の示すところに従って、史資料の保管管理業務に携わっている。この文書館は、教員を配置しているので事務組織というよりも教学組織となっている。ここでは、アカデミックな色彩を出し、『紀要』『ニューズレター』などの刊行物を編纂発行している。毎年大学内各部署から廃棄される文書等を一旦預かって、公文書管理法及び学内の文書関係規程に照らして、保存文書等と産業廃棄物処理業者渡し文書等に分類している。

では、私立大学は、どうしているかという、今のところ根拠になる法令がないため、自主的な規範や判断に従っていると行って良いだろう。

各大学は、「史料館」「史資料センター」などの名称を付して自立して文書類の保管・管理・公開をしているところが増えつつある。どのように特色を出すか、私立大学には、今のところ規制がないだけに多様な組織や施設が現われると期待を寄せるものである。